

平成29年（ワ）第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 ● ● ● ● 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

第3準備書面

平成30年7月11日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男
外

本書面においては、蒲生干潟が仙台PSの稼働により排出される有害物質によって汚染されることにより原告らの環境権が侵害されることについて主張を補充する。

第1 原告らが環境権を有すること

1 被告は、準備書面（1）において、原告らの主張について、本件の審理対象である差止請求権の有無との関連性が不明であることを理由に、認否を拒否している。また、「原告らの具体的な権利に対する侵害もないなかで、環境権という極めて抽象的な根拠に基づいて、被告が原告らに対して一定の作為義務を負わなければならない根拠は一切存在」しない旨主張する。

2 しかし、原告らの主張は、蒲生干潟の重要性および一旦破壊された場合の不可逆性を踏まえ、被告の石炭火力発電事業によって良好な自然環境を享受する原告らの権利が侵害されることを理由に差止を求めるものであ

り、原告らの主張する具体的事実と差止請求権の有無の関連性は明確である。

- 3 この問題を考えるにあたっては、国立景観訴訟最高裁判決（最高裁平成18年3月30日判決）並びに行政訴訟ではあるが、鞆の浦埋立免許差止事件（広島地裁平成21年10月1日判決）が参考となる。

上記最高裁判決は、景観について環境権そのものとは捉えなかったものの、景観の享受について、①客観的に良好な景観であること、②近接する地域内に居住していること、③恵沢の日常的享受という3つの要件のもとで民法709条の個別的利益、いわゆる景観利益と捉えた。

また、鞆の浦埋立免許差止事件においては、原告適格に関する判示ではあるものの、上記国立景観訴訟最高裁判決を引いて、鞆の浦が歴史的に重要であることや、鞆の浦港自体が瀬戸内海国立公園に指定されていること等を重視して、景観が良好な生活環境を構成する場合には、客観的価値を有する良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（景観利益）は私法上の法律関係において、法律上保護に値するものと解せられる旨判示した。そして、このような景観利益を有すると認められる者は、埋立免許の差止を求めるについて、法律上の利益を有する者であるといえる、と判示し、鞆町に居住している者についてはそのような利益を有する者であるとして、原告適格を認めた。

さらに、同鞆の浦差止事件判決では、行訴法37条の4の差止訴訟の要件を満たすかについて、景観利益は、生命・身体等といった権利とはその性質を異にするものの、日々の生活に密接に関連した利益といえること、景観利益は、一度損なわれたならば、金銭賠償によって回復することが困難な性質のものであることを理由に、埋立免許がされることにより重大な損害を生ずるおそれがあると認めるのが相当であると判示した。

このように、同判決は、個人の生命・身体や財産権といったものでなくとも、良好な景観が生活環境を構成する場合に、その良好な景観の恵沢を日常的に享受している者の景観利益が法律上保護に値することを認めた。そして、同判決は、景観利益が重要なものであること、さらに一度改変されれば回復不可能であることを重視し、差止請求をする余地を認めたものと評価しうるものである。

- 4 同判決の趣旨を進めれば、本件のように、蒲生干潟が仙台市という大都市のなかにあって生物多様性を育む豊かな自然を擁する重要な場所という良好な景観を有するものであり、同干潟に近接して居住する住民が、干潟の恵沢を日常的に享受している場合には、一定の事業によって自然環境に「重大な損害を生ずる恐れ」がある場合には、差止の余地があることを認められるというべきである。そして、景観概念には、歴史的文化的な環境に限らず自然環境も含まれるというべきであり、実際に、景観利益のなかに自然環境が含まれていることはすでに一般的に認められており、このことは、国土交通省水管理・国土保全局発行の「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」においては、蒲生干潟に代表されるような湿地や汽水域、水際の自然環境保護のための配慮が特に要求されていることにも表れている。

しかも、自然環境は、歴史的文化的な景観利益と比較しても、人間の生存そのものにとって必要不可欠であり、かつ、長年にわたって形成された自然環境が開発行為によっていったん破壊されてしまった場合の回復は容易ではないことから、良好な自然環境を享受する近隣住民の利益はより一層保護の必要性が高い。

したがって、侵害の恐れのある自然環境が、生物多様性の観点から重要な地位を占めるなど、客観的に良好な自然環境であり、原告らがこれらの自然環境に近接して居住し、自然環境の恵沢を日常的に享受するような場合には、単に景観利益にとどまらず、環境権として保護されるべきである。

5 本件で問題となっている蒲生干潟については、その重要性や近隣住民である原告らが蒲生干潟から多様な生態系サービスを楽しんでいることは、訴状第5章で詳述したとおりである（甲C1号証）。さらに、後述第2で主張するとおり、同干潟の重要性等を踏まえれば、蒲生干潟の恩恵を日常的に享受してきた近隣住民である原告らには、良好な自然環境を楽しむ権利、すなわち環境権が認められるというべきである。

また、後述第3で主張するとおり、蒲生干潟については特に水銀による汚染が強く懸念される場所、後述するようなモニタリング等の各種環境調査すら被告が行わない状況では、もはや本件事業を差し止める以外にとるべき方法はない。

第2 蒲生干潟が生物多様性に大きな影響を及ぼしている重要な場所であること

1 「河口汽水域における魚類集団の生産構造と機能」（甲C2号証）によれば、「淡水と海水の混じり合う河口周辺の汽水域は、海域の中でも生産力の高い場所である。海洋における魚類を中心とした高次生物生産過程における河口汽水域の役割は、内湾・汽水性魚類の生産場所となっているほか、水産上有用な海産魚類や遡河回遊性魚類がその生活史の初期を過ごす成育場として機能していることである。また、河口汽水域は、多くの通し回遊性魚類にとっても海と川の間での回遊過程における馴化水域であることも知られている。」（同57頁）（参照文献略。以下同じ。）、「河口汽水域に分布する魚類集団がこの水域を生活の場として選択することによって得られる利点は、高生残と高成長の二点である。これはすなわち、河口汽水域には捕食者が少ないことと豊富な食物供給が生活初期の高成長を保障しているという考え方である。」（同58頁）、「河口汽水域は単なる通過水域ではなく、摂食活動を営み、成長し、生き残りを高める機能を有する場所と位置づけられるものとする。」（同66頁）と述べられており、多

く、海産魚類にとって、蒲生干潟のような河口汽水域は、多くの海産魚類が成育してうえで極めて重要な場所である。

- 2 「河口・汽水域生態系における底生微細藻の果たす役割」(甲C3号証)によれば、「私たちヒトを含め多くの生物は、太陽の光エネルギー、水と物質の循環に依存して生命を維持している。海洋や河川は水循環の要としての役割を担うと同時に食料の生産の場でもある。この生産を支えるのが光合成を行う微細藻類である。最近の研究では浅海域における二枚貝類の食物として、植物プランクトン(浮遊微細藻)のほかに底生微細藻もまた大切な機能を果たしていることが広く認識されるようになってきた。また干潟に飛来するシギなどの鳥類の食物原としての役割も注目されている。」、「河口・汽水域は河川と海洋を繋ぎ、魚類や底生生物など多種多様な生物が共存し、生産力も高い水域であるといわれている。また、環境保全に果たす役割が大きい水域である。」(同51頁)、「培養した珪藻と幾つかの海底の堆積物を食物として与えた二枚貝の飼育実験を行った結果、培養珪藻には及ばないものの、蒲生干潟のように多種多様な底生珪藻が多量に含まれている程度の場合には高い成長速度が得られた。」(同52頁)と述べられており、蒲生干潟が、食物連鎖の起点となる場所であり、また水産生物が高度に成育することができる重要な場所であることが分かる。
- 3 「カレイ類稚魚成育場としての河口域の役割」(甲C4号証)によれば、「沿岸海域の生物生産には、陸域からの栄養塩の供給が重要な役割を果たす。河川は陸域の栄養物質を沿岸海域に輸送するが、栄養物質はまず河口域や付属する潟湖(ラグーン)などに集まるので、河口域はきわめて生物生産力の高い海域となる。このような潟湖を含む河口域の基礎生産力は、それに続く沿岸域の10倍以上高いといわれており、河口域には稚魚の餌料となる小型動物が豊富である。例えば、河口域から河川水の影響を受けない外界の砂浜域まで広く成育場として利用するイシガレイは、河口域に生息する稚魚の方が外界浅海域の稚魚よりも餌を多く食べ、成長速度も速

い。」(同1～2頁)と述べられており、ここでも蒲生干潟のような河口域は、栄養が豊富で生産力が高いことが強調されている。さらに、同論文は、蒲生干潟を含む「河口域成育場は、仙台湾のイシガレイ成育場の全面積の数%に過ぎないが、イシガレイ資源の生産においてはきわめて重要な役割を果たしていることが明確になって」おり、「残された河口域がすべて失われると、仙台湾産イシガレイ資源の半分が消失することを示している」とし、イシガレイなどの水産資源にとって、蒲生干潟が必要不可欠の貴重な場であることを示している。

また、「イシガレイ、ホシガレイ、マコガレイなどの浅海域を成長場とする魚種の資源水準は、長期的に減少傾向にある。この主な原因は、埋め立てなどによる浅海域成育場の減少と環境悪化にあると考えることができる。」(同4頁)と結論づけており、蒲生干潟が、イシガレイのような河口域の水資源の減少に環境悪化が影響を及ぼしていることを明確にしている。

- 4 以上のとおり、蒲生干潟のような河口汽水域は、河川と海の間にあるという特殊性から栄養豊富な海域であり、そのため、多様な魚類生物が高度に成長することができる場所でもある。また、このような河口における食物連鎖は、例えば、珪藻→イソシジミ(二枚貝)→カレイの稚魚→エビ→魚→鳥というような順序で営まれているが、蒲生干潟のような河口汽水域は特に、上記食物連鎖の起点となるような珪藻、二枚貝、カレイの稚魚等の生物にとっては極めて重要な場所であるといえる。そして、このような漁水の水資源は長期的に減少傾向にあるが、その一因として環境悪化の影響が懸念されている。

第3 仙台P Sの稼働によって排出される水銀により蒲生干潟が汚染されていないか調査することは重要である

- 1 相当量の仙台P S由来の水銀が降下することが想定されること

原告らが専門家に委託した大気汚染物質の大気中濃度上昇量の推算によれば、仙台P Sからは、酸性雨などの原因となる酸性物質、フライアッシュ、水銀などが排出され、一定期間浮遊した後に地上に降下する。特に水銀については、仙台付近において、仙台P Sから年間 60mg/ha となることが想定される。仙台地域の水銀の降下量はすでに年間 150～250mg/ha となっているとの報告もある（AMAP/UNEP（2015））ことからすれば、仙台P Sの運転後の、蒲生干潟が所在する仙台近辺の水銀降下量は年間 210～310mg/ha にも達することが想定される。これはアメリカ五大湖における石炭火力発電所からの水銀汚染事例などから年間 125mg/ha を超えると魚類の体内に安全でないレベルの蓄積を生む可能性があるとの報告と比しても、無視できないレベルに達することを意味する。（以上、甲A 1 1号証の2・8～9頁）

2 水銀汚染のモニタリングの必要性和容易性

「河川石面付着物を利用した水銀汚染のモニタリング」（甲C 5号証）によれば、「毒性の高い水銀がいまだにかなりの濃度で身近な小河川に検出されることは水質保全上無視できず、これからも持続的な水銀汚染のモニタリングが望まれる。河川の重金属汚染のモニタリングには川床の礫に到達する付着物モニターとして利用するのが有効である。付着物には河川水中に比べて、 $10^3 \sim 10^4$ 倍（1000～10000倍）の重金属が吸着・濃縮されており、またその重金属濃度はある期間における河川の水質の状態を反映していると考えられる。したがって水銀のように一般に濃度の低い金属でも容易に分析ができ、また、汚染状況を相対的に判定するには河川水を直接調べるより有用である。石面付着物は、その主要要素である付着性藻類のほか、バクテリアなどの微生物や生物の遺骸、およびそれらの周囲に沈殿・吸着された有機物や無機物からなる不均一な複合体である。したがってモニターとしての信頼度を高めるためには、付着物の生物学的ないし物理的・化学的性状と、重金属の濃縮・蓄積過程との関係を明

確にしておくことが必要であり、特に有機物含有量の大小は、有機物自身がリガンドとして積極的に重金属を吸着・蓄積する可能性があるので重要である。」(同85頁)、「水銀は特に毒性が高いので、汚染の傾向が認められる限り、水質保全の立場から等閑視することはできない。そのためには、水銀汚染の長期にわたるモニタリングが必要である。その手段の一つとして今回の調査に利用した付着物をモニターとし、付着物中の水銀含量尺度に水銀汚染を相対的に評価する手法が有用である。」と述べられており、河川における付着物には水銀などの重金属が濃縮・蓄積されるため、このような付着物について継続的にモニタリング調査を行うことが重要であることが分かる。また、モニタリングの方法も具体的に提示・実施されており、被告がこのような調査を行うことに何ら障害はない。

第4 小括

以上のとおり、蒲生干潟は、河川と海の間位置し、栄養が豊富であるため、水産魚類の成育にとって極めて重要な場所である。

また、蒲生干潟における食物連鎖の起点として、珪藻類等があるが、このような付着物には水銀が濃縮・蓄積しやすいという特性がある。そのため、水銀による水質汚染を防止するためには、これらの付着物について継続的にモニタリング調査をすることが有用である。

被告は、仙台PSの稼働によって水銀を排出し、それにより蒲生干潟が水銀により汚染される危険性を惹起しているのであるから、少なくとも、このようなモニタリング調査を継続的に行わなければならない。

以 上